

月の土地を買うと 何が手に入るのか

月の土地の販売は取引としては成立しますが、区画の所有を認める条約や法律は見当たりません。制度が動いているのは、土地ではなく採取した資源のほうです。

証書は届くのに、所有者にはなれない。
その理由を、条文から順に見ていこう。



証書は届く。所有権の根拠は見当たらない

日本の宇宙資源法 第五条が所有権を認める対象

採掘した資源

月面の区画ではありません

- 契約
売り手と買い手のあいだで完結する約束
- 所有権
第三者にも主張できる権利。認める法制度が要る

移す元がなければ、区画の所有者は生まれない

条文が扱う対象は、天体か資源か

文書

対象と定めている内容

宇宙条約 第二条



月その他の天体を含む宇宙空間は、国家による取得の対象とはならない

月協定 第11条3項



月の天然資源は、国家・国際機関・非政府団体・自然人のいずれの所有にも帰属しない

米国 51 U.S.C. § 51303



商業的に回収した宇宙資源について、米国民が占有・所有・売却の権利を有する

日本 宇宙資源法 第五条



許可を受けて採掘等をした宇宙資源を、占有によって所有権取得

月面に置いたまま、所有権だけが動く

STEP 01

事業活動計画を出す

目的・期間・場所・方法を記載し、宇宙資源法第三条の許可を受ける



STEP 02

レゴリスを採取する

着陸時に舞い上がった砂がフットパッドに堆積、またはスコップで採取



STEP 03

撮影して確認する

ローバー搭載のカメラで撮影し、画像を確認する



STEP 04

所有権をNASAへ移す

物理的な受け渡しは伴わない。ミッション2は通信を確立できず終了

地球へ運ばないまま、所有権だけが移る設計

決まっていることと、決まっていないこと

■ 条文で確認できること

- 宇宙条約第二条は、国家による取得を対象から外している
- 月協定第11条3項は、自然人の所有まで否定している
- 設備を置いても、月面への所有権は生じない
- 米国と日本が権利を認めたのは、採取した資源

■ 決着がついていないこと

- 月協定が求めた国際レジームは設立されていない
- 私企業の資源所有を条約でどう担保するかは未決着
- 月協定の締約国は2023年2月時点で18か国

見分ける軸

その条文の対象は、天体そのものか、採取した資源か

まとめ | 月の土地の購入で分かっていること

- 01 販売の取引は成立するが、区画の所有を認める条約や法律は見当たらない
- 02 宇宙条約は探査と利用の自由を認め、国家による取得だけを枠から外した
- 03 制度が形になりつつあるのは、土地ではなく採取した資源のほう

条文の対象を見分けることから
はじめてみよう

土地ではなく、砂の所有権が動きは
じめた。
今はそういう段階なんだ。

